

海外ローミング利用規約

ソフトバンク BB株式会社

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- 1.本規約は、ソフトバンク BB株式会社(以下「当社」といいます。)がYahoo! BBサービスの(後記第2条第10号に定義します。)オプションサービスとして提供する「海外ローミング」(後記第2条第1号に定義します。)の利用に関し適用されるものとします。
- 2.会員は本サービスの利用にあたり、本規約および会員規約(後記第2条第11号に定義します。)が適用されるものとします。
- 3.本規約に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 4.当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、利用料その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

第2条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1)「海外ローミング」(本サービス)とは、提供区域において会員が利用可能なインターネット接続サービスをいいます。
- (2)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3)「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (4)「利用料」とは、本規約に基づき会員が負担すべき債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (5)「提供区域」とは、会員が本サービスを利用できる国、地域または都市をいいます。
- (6)「仲介業者」とは、当社が本サービスを提供するために提携関係を結んでいる事業者をいいます。
- (7)「提携ISP」とは、提供区域において本サービスを提供するために当社が仲介業者を通じて間接的に提携関係にあるインターネット接続事業者をいいます。
- (8)「アクセスポイント」とは、本サービスの利用に供するために提携ISPが提供区域に電気通信用設備を設置した場所をいいます。
- (9)「会員端末」とは、本サービスを利用するため、会員が使用するパソコンその他の機器をいいます。
- (10)「Yahoo! BBサービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいます。
- (11)「会員規約」とは、Yahoo! BBサービスの契約に係る契約約款をいいます。

第2章 サービス提供

第3条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社が別途定める通りとします。提供区域は仲介業者のアクセスポイントの追加、削減等により変更される可能性があることおよび当該提供区域の変更に関し当社は何らの責任も負うものではないことを会員は予め承諾します。

第3章 契約

第4条 (申込の資格)

1. 本サービスは、Yahoo! BB サービスの利用契約を締結している者に限り申込ができるものとします。
2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。
 - (1) 申込者が当社に対する債務の弁済を遅延しているとき、または遅延するおそれがあるとき
 - (2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または Yahoo! BB サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき
 - (3) 利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき
 - (4) その他当社が適当でないと判断したとき

第5条 (利用契約の成立)

1. 本サービスの利用契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
2. 利用契約は、前項の申込を当社が承諾したときに成立するものとします。

第6条 (利用契約の終了)

会員規約に基づき Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合は、当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。

第4章 責任

第7条 (アクセスポイントへの接続)

1. 会員は、本サービスの利用に先立ち、当社の指定する専用ダイヤラーを自己の会員端末にインストールするものとします。会員が専用ダイヤラーのインストールを行っていなかったことおよび当社指定以外の専用ダイヤラーを用いたことを原因として本サービスを利用できなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 前項に定める専用ダイヤラーは、仲介業者の定める約款等に基づき当該仲介業者より提供されるものであり、当社は当該専用ダイヤラーについて何らの保証を行うものではないことを会員は予め承諾するものとします。

3.会員は、自己の責任と費用負担で会員端末を提供区域の電気通信事業者の電気通信サービス等を利用してアクセスポイントに接続するものとします。

第8条 (利用に関する責任)

- 1.会員は、本サービスの利用を終了した場合、自己の責任でアクセスポイントへの接続を切断するものとします。会員が当該切断を怠ったことに起因して被った損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 2.会員は、提供区域から帰国後は設定を日本に戻す等自己の責任で専用ダイヤラーを適切に設定するものとします。会員が当該設定を怠ったことに起因して被った損害について、当社は一切の責任を負いません。

第9条 (損害賠償)

- 1.当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害賠償請求に応じるものとします。
- 2.前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に相当する利用料相当額とします。
- 3.前項における利用料相当額は、本サービスが全く利用できない状態が連続した時間について、24時間毎に計算し(24時間に満たない時間については切り捨てます。)、その時間に対応する本サービスに係る次の料金の合計額とします。
 - ・本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの本サービスの平均利用料(前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)※「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均利用料とします。
- 4.天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
- 5.第1項の場合を除き、当社は会員に対し、一切の賠償責任および利用料の返還義務等を負わないものとします。

第5章 利用料および支払方法

第10条 (利用料)

会員は、本サービスを利用して行った通信について、利用実績に応じて、当社が別途定める「料金表」に基づきその利用料を支払うものとします。

第 11 条 (支払条件、支払方法)

前条に定める利用料の支払条件および支払方法は会員規約に基づくものとします。

第 6 章 本サービスの中止等

第 12 条 (利用の制限)

本サービスの利用について、国内外の法令等の規制、仲介業者、提携 ISP、電気通信事業者またはインターネット 接続サービス事業者等が定める約款等により 制限される可能性があることを会員は予め承諾するものとします。

第 13 条 (本サービスの提供中止)

当社は、仲介業者または提携 ISP の事情その他やむを得ない事情により、何らの責任を負うことなく本サービスの一部または全部の提供を一定期間中止することができるものとします。

第 14 条 (本サービスの廃止)

当社は、仲介業者または提携 ISP の事情その他やむを得ない事情により、何らの責任を負うことなく本サービスの一部または全部を廃止することができるものとします。

第 15 条 (個人情報等の保護)

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html>)に従い適切に実施します。

(2003年9月25日制定実施)

(2004年1月29日改定)

(2004年2月12日上記改定実施)

(2005年3月1日改定実施)

(2005年3月20日改定実施)

(2005年10月3日改定実施)

(2005年10月15日改定)

(2005年11月1日上記改定実施)

(2005年12月1日承継改定実施)

(2006年10月1日改定実施)

(2007年3月31日承継改定実施)

(2008年5月15日改定)

(2008年6月1日上記改定実施)